

鳥取市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第36号

鳥取市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

鳥取市道路附属物自動車駐車場条例（平成26年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
鳥取駅南口駐車場	鳥取市富安二丁目
鳥取駅南口ロータリー駐車場	鳥取市扇町
鳥取駅南口中央駐車場	鳥取市扇町

第5条を次のように改める。

（駐車の対象車）

第5条 駐車の対象となる自動車の種類は、次に掲げるところによる。

- (1) 鳥取駅南口駐車場及び鳥取駅南口ロータリー駐車場は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。
- (2) 鳥取駅南口中央駐車場は、道路交通法第3条に規定する中型自動車（乗車定員が11人以上29人以下のものに限る。）及び大型自動車（乗車定員が30人以上

のものに限る。) (以下これらを「バス」という。) 並びに普通自動車とする。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

1 普通自動車

駐車時間	金額
30分まで	無料
30分を超え1時間まで	200円
1時間を超え10時間まで	200円に1時間を超え駐車する時間が30分経過するごとに100円を加算した額(当該額が600円を超える場合は、600円とする。)
10時間を超え24時間まで	600円に10時間を超え駐車する時間が30分経過するごとに100円を加算した額(当該額が900円を超える場合は、900円とする。)
24時間を超えるとき	900円に24時間を超え駐車した時間の区分に応じ次に定める額の合計額を加算した額 (1) 駐車時間24時間ごと 900円 (2) 駐車時間が24時間に満たない時間の部分 30分ごとに100円で算定した額(当該額が900円を超える場合は、900円とする。)
備考 30分未満は、30分とする。	

2 バス

区分	駐車時間	金額
午前7時から午後7時	30分まで	無料
	30分を超え1時間まで	400円

まで	1時間を超えるとき	400円に1時間を超え駐車する時間が30分経過するごとに200円を加算した額
午後7時から翌日午前7時まで	30分まで	無料
	30分を超え1時間まで	400円
	1時間を超えるとき	400円に1時間を超え駐車する時間が30分経過するごとに200円を加算した額（当該額が2,200円を超える場合は、2,200円とする。）
備考		
<p>1 30分未満は、30分とする。</p> <p>2 継続して駐車し、それぞれの区分に移行した場合は、30分経過するごとに200円を加算し、区分に応じて上限額を適用する。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市道路附属物自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき駐車料金について適用し、同日前に納付すべき駐車料金については、なお従前の例による。